



## 校長室だより

学校と家庭・地域を結ぶ架け橋通信  
第17号 令和3年11月16日  
小美玉市立美野里中学校

### あなたのお子様は正しくタブレットを使えていますか

今回は、保護者の皆様方へのお願いです。

表題のとおり、あなたのお子様は、正しくタブレットを使えているでしょうか。

今、時代は進み、国のGIGAスクール構想に則り、タブレット端末が1人1台配付されています。大きな目的は、「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現する」ことにあります。ますます進化する情報化社会において、欠かすことができないアイテムであり、それを使いこなす能力は必須です。端的に言えば、タブレットはもはや「文房具」の一つです。そのため、ご家庭においても、子供たちが学習を進められるよう、持ち帰りを認めております。

情報機器には、今後も大きな可能性があり、子供たちにとっては、将来の職業やキャリアに結び付くことが予想されます。学校でも、教職員も研修を重ねながら、さらに効果的な使い方をしたり、子供たちがスキルを身に付けられるようにしてまいります。

しかし、残念ながら、本校でも一部の生徒が目的外の使用をしたり、健康に影響を及ぼすほど長時間使用したりしている例が報告されています。単なる「文房具」と違い、使用者側にモラルや分別が要求されます。

便利な道具ではありますが、自動車同様、使用する者には、大いなる責任が求められます。情報機器の使用には免許こそ必要ないものの、人権や著作権等を侵害する行為には、罰則も規定されています。未成年でも罰せられる場合があります。

授業中や休み時間の使い方については、学校で再度指導してまいります。

一方、ご家庭におかれましては、スマホ同様、タブレットの使い方について、お子様にご指導いただく必要があります。モラルが未熟なままだと、お子様が思いもよらぬトラブルに巻き込まれたり、加害者になってしまったりして、苦しまなければならなくなってしまいます。

「デジタルタトゥー」という言葉があります。「デジタルタトゥー」とは、一度掲載したら完全に削除することが難しい、ネット上の書き込みや個人情報などのデータのことを指します。自分の人生を台無しにしまつリスクさえはらんでいます。

このようなトラブルに子供たちを巻き込ませないようにするためには、本人の自覚とともに、大人の責任が大きく影響してくると思います。決して放任することはできません。



ご家庭でのルールづくりの視点として、次のようなものをあげさせていただきます。

- 自宅内では居間で使う
- 食事中や家族団らんのとき、深夜には使用しない
- 他人を傷付けるような使い方をしない
- 知らない者からのメールが来た場合は、速やかに親に報告する
- ルール違反や日常生活に支障が生じている場合は利用を停止する。など

お子様の安全や人権を守るためです。今日も子供たちは、タブレットを家に持ち帰っています。極めて大切な問題であるとお考えいただき、お子様と話し合い、継続的にルールを確認してください。保護者の皆様方のご理解とご協力に感謝いたします。